

諮問第 1 号

生活保護費返還金の督促に関する処分に係る審査請求について

生活保護費返還金の督促に関する処分について、次のとおり審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定により諮問する。

令和5年 6 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 審査請求人

* * * *

2 審査請求の年月日

令和4年6月20日

3 審査請求の趣旨

川崎市長による次の督促に関する処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

督促状発行日 令和4年4月20日

金 額 321,660円

納入事由 生活保護法第63条の規定に基づく生活保護費返還金

4 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の障害者手帳の障害等級が2級から3級に不当又は違法に改ざんさせられ、審査請求人の障害年金の等級が3級から障害者手帳と同じ等級に無理やり変更させられ、これらのことに基づき、審査請求人に対する令和4年4月20日付け督促状（以下「本件督促状」という。）が不当

又は違法に発された。

- (2) 令和４年３月１４日付け保護決定通知書により審査請求人に通知した生活保護法第６３条の規定に基づく費用返還額決定処分については、審査請求人の扶助費を不当又は違法に取り消し、変更したものであり、審査請求人に正当な理由を述べずに本件督促状を送付し、多額の支払を督促する本件処分は違法である。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 令和４年３月７日、本市は、審査請求人に対し、生活保護に係る障害者加算の認定を取り消したことにより生じた過払金について、生活保護法第６３条の規定に基づき、費用返還額の決定を行い、同月１４日付けで審査請求人に通知した。
- 2 令和４年４月２０日、本市は、審査請求人に対し、生活保護費返還金の督促に関する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 本事件は、不当又は違法に費用返還額の決定等に係る処分が行われ、審査請求人に正当な理由を述べることなく督促状が送付されたことを理由として、本件処分の取消しを求めるため、審査請求がなされたものである。